

平成 19 年度  
横浜市旭区民文化センター  
指定管理者業務評価報告書

平成 21 年 3 月

横浜市旭区民文化センター指定管理者業務評価委員会  
横浜市旭区役所

## 目 次

I	指定管理者業務評価について	2
1	協定の確実な執行	
2	執行確認としての評価	
3	評価の結果の通知と公表	
II	指定管理施設概要	4
1	施設概要	
2	設置目的	
3	指定管理者	
4	利用状況	
5	指定管理者の基本方針	
III	評価	6
1	横浜市旭区民文化センター指定管理者業務評価委員会概要	
2	業務評価表	
3	評価委員会による総評及び指定管理者への今後に向けた提言	

今回の評価については、平成 19 年度の指定管理者の業務に関して、外部委員により平成 20 年度に行ったものである。

# I 指定管理者業務評価について

## 1 協定の確実な執行

- 指定管理制度は行政と事業者が協定を締結し、事業者がその協定を確実に執行することが原則となる。協定の主要な要素は公の施設として行うべき「業務の基準」及び、公募段階において事業者が提案した「提案書」を確実に達成することである。
- この協定に定められる業務内容、求められるサービス水準を達成することによって、公の施設の管理運営者に課せられていた規制が緩和され、民間事業者等でも公共の使命を実施するための管理運営ができるようになったことの意義がある。
- 指定管理者制度は、公の施設において「行われるべきこと」と「その達成の確認」という2点が最も重要な点である。
- 指定期間を通じた確認とともに、年度ごとにこの「行われるべきこと」と「その達成の確認」を行うが、そのために制度は指定管理者に、年度事業計画（業務計画）と年度事業報告（業務報告）の作成を求めている。

## 2 執行確認としての評価

- 協定の達成を確認するために、指定管理期間の年度単位に確認するための4つの仕組みを設定している。

### ①行政によるモニタリング

- 指定管理者は月ごとに業務報告を行うとともに、行政として月次を基本に、施設の管理運営を観察し、指定管理者と協議を重ねて、行われるべきことが適切、確実に行われているかを把握する。

### ②指定管理者による自己評価

- 年度事業計画（業務計画）と年度事業報告に基づき、指定管理者自らが、「業務の基準」の達成と「提案書」の実現を検証することが説明責任としてある。
- このために、年度の経営目標（戦略目標）を設定し、行政との協議によって両者共有の目標を設定する。これが目標であり、評価軸となる。

### ③行政による評価

- 基本的な業務の遂行についてはモニタリングにより確認を行うが、経営目標の達成について行政として評価を行う。

### ④外部委員による外部評価

- 自己評価および行政評価が適切に行われていることに対する評価の客観性の確保、専門的な知見や広範な情報ネットワークから得られる知見により評価をより適切なものとしていくために外部委員による外部評価を行う。

### 3 評価の結果の通知と公表

- 今回の外部評価委員による評価については、報告書としてまとめ、指定管理者に通知するとともに、公表することを原則とする。
- 年度ごとの評価は残余の指定期間の改善のために行われるものであり、低い評価があったとしてもその改善を認めるものである。しかし、回復不可能な不作為や重大な未達成があり、低い評価がある場合には改善勧告を行うことがある。
- 改善勧告を行ってもその改善が図られない場合には、指定の取消しをも含む処分を行うことがある。

## II 指定管理者施設概要

### 1 施設概要

- (1) 施設名称 横浜市旭区民文化センター (愛称) サンハート
- (2) 所在地 横浜市旭区二俣川1-3 二俣川ライフ5階
- (3) 施設規模 延べ床面積 (専有部分) 2,564 m<sup>2</sup>、(共用部分) 832 m<sup>2</sup>
- (4) 内 容 ホール(300席)、音楽ホール(103席)、アートギャラリー(110 m<sup>2</sup>)、ミーティングルーム(A、Bとも31 m<sup>2</sup>)、カルチャー工房(83 m<sup>2</sup>)、音楽工房(A:53 m<sup>2</sup>、B:27 m<sup>2</sup>、C:23 m<sup>2</sup>、D:35 m<sup>2</sup>)、情報コーナー他
- (5) 開館時間 9:00~22:00
- (6) 開 館 平成2年8月4日

### 2 設置目的

- (1) 文化芸術活動(音楽・美術・演劇・舞踊等)の練習・発表・情報の場を提供
- (2) 地域に根ざした、個性ある文化の創造や市民活動を支援
- (3) 優れた音楽や舞台芸術に接する機会の提供

### 3 指定管理者

- (1) 事業者名 財団法人横浜市芸術文化振興財団(中区北仲通4-40 商工中金横浜ビル5F)と株式会社横浜アーティスト(中区山下町1番地)の共同事業体
- (2) 指定期間 平成18年4月1日から平成23年3月31日まで

### 4 利用状況

#### (1) 施設全体の利用状況

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
利用人数	147,475	148,232	147,204	146,165	147,994
施設利用率	86%	86%	87%	86%	84%

#### (2) 各室の利用率

	ホール	音楽ホール	アートギャラリー	ミーティングルーム (2室平均)	カルチャー工房	音楽工房 (4室平均)
18年度	65%	86%	97%	84%	88%	89%
19年度	61%	86%	94%	80%	88%	87%

## 5 指定管理者の基本方針

基本コンセプトの「文化は市民自身が作り出すもの」を理念に、「区民が芸術文化を通じて、主体的に地域生活を豊かにしていくための活動拠点」をあるべき姿と位置づけ、サンハートを運営していきます。

### (1) 実施方針

#### ア 区民が積極的に運営に関する仕組みづくりをします

地域住民からカルチャースタッフやアルバイトを積極的に採用し、施設運営の一翼を担っていただきます。文化企画や展示イベント等では、区民企画委員をはじめ、有償・無償のボランティアを募集するなど、短期間・興味のある範囲での関わりづくりも積極的に実施します。

#### イ 全ての区民・近隣住民が施設を有効に活用できる環境を整えます

施設ホームページを活用し、施設を利用する人や公演・講座等に参加する人以外にも情報を発信し、文化環境を整備していきます。また、施設に関するお客様の声を集約して、施設管理者に情報を提供します。学校等からの要請を積極的に受け入れ、職業体験等の場を提供します。

#### ウ 文化活動の拠点施設として、地域への貢献を果たします

アーティストデータバンク事業を通じて、文化活動者を発掘・紹介していきます。また、施設内外で体験講座やアウトリーチ事業を実施して、未来の文化活動者を増やします。

### (2) 平成19年度に重点的に取り組む文化事業

指定管理者として2年目は、18年度から実施してきた市民との積極的な協働を更に推し進めていきます。区民企画委員及びアーティストデータバンク登録事業を核として、施設の内と外で事業を展開していきます。18年度に企画した「旭区ゆかりのアーティスト」シリーズを今年度も実施し、旭区の豊かな文化環境を市内外にアピールしていきます。

#### ア 区民企画委員の活動を拡大します

区民企画委員の新メンバーを募集します。文化事業への取り組みへの理解を深め、活動範囲を拡大して、企画作りから参加できる体制をつくります。公募に寄せられた鑑賞事業等を実現していくため、本年度から区民企画公募事業から参画することとします。

#### イ アーティストデータバンクを充実させ、情報提供の場をつくります

アーティストデータバンクの登録を通じて地域の文化活動者を発掘します。また、情報提供方法の整備を行い、事業化します。

#### ウ 旭区ゆかりのアーティストを紹介し、旭区をアピールします

プロやセミプロとして活躍する旭区ゆかりのアーティストに焦点をあてた事業を実施します。